

「令和7年度税制改正意見書」の公表について

日本公認会計士協会は、2024年6月13日に開催されました常務理事会の承認を受けて「令和7年度税制改正意見書」（以下「意見書」という。）を公表いたしましたのでお知らせいたします。

本意見書は、第一部「税制の在り方に関する提言」と第二部「令和7年度税制改正に関する個別意見」の二部構成となっております。

第一部「税制の在り方に関する提言」は、我が国が抱えている社会的課題への対策について、税制の観点から提言を行うもので、本提言による税制の新設・変更等により社会的課題の解決の一助となり得るものです。

一方、第二部「令和7年度税制改正に関する個別意見」は、主に現行税制の問題等に関する意見と位置づけています。

本年度の特に重要な事項は、以下のとおりです。

① 起業家を多数輩出するための「人」への投資である教育資金の拡充、成長企業の担い手である高度人材の確保、スタートアップの成長促進を後押しする税制を構築すること

⇒意見書2～3ページ

② 昨今の急速な経済社会環境変化に伴う税法における金額基準等の見直し

⇒意見書17ページ

③ 中小法人の画定基準を見直すこと

⇒意見書24～25ページ

④ 取引相場のない株式等の評価について

⇒意見書44～47ページ

⑤

- ・ 外国子会社合算税制における経済活動基準を、我が国企業の経済活動の多様化に合わせて見直すこと
- ・ 外国子会社合算税制における外国関係会社の所得の合算時期を「外国関係会社の事業年度終了の日から2か月を経過する日を含む事業年度」から、「4か月を経過する日を含む事業年度」とすること

⇒意見書48、50～51ページ

以 上